

看護職員の負担軽減及び処遇改善に関する取組事項

当院では看護職員の負担の軽減および処遇の改善に質することを目的とする計画を策定し、これに基づき以下の取り組みを実地しております。

患者さま、ご家族の皆さまにもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する体制

- 1, 看護職員負担軽減及び処遇の改善に関する責任者を配置
- 2, 看護職員の勤務状況（勤務時間、超過勤務）を把握し、必要があれば提言し改善する

勤務時間	平均週40時間
超過勤務	平均 0.1時間
- 3, 看護職員負担軽減対策委員会を設置し、【看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する計画】を作成する

看護職員負担軽減対策委員会 令和5年4月1日より設置
【看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する計画】 令和5年4月17日作成
計画における看護職員と看護補助者との業務内容及び業務範囲について、毎年4月に見直しを行う
- 4, 看護職員負担軽減対策委員会は、看護部長、師長を主とし、必要に応じて該当部署の主任を参加させる
多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議は、看護職員負担軽減委員会又は既存の安全衛生委員会に必要に応じて含めて行う
- 5, 【看護職員の負担の軽減及び処遇改善に資する計画】は院内掲示を行い公開・周知する

